

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律70号。以下、「改正法」といふ）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律71号）が2019年12月4日に成立し、同月11日に公布された。改正法の施行に伴う法務省令の改正については、その案が2020年9月1日に公表され、同月30日までの期間でパブリックコメント手続に付され、同年11月27日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年法務省令52号。以下、「改正法務省令」といふ）が正式に公布された。

本稿は、改正法務省令による会社法施行規則および

会社計算規則の主な改正事項のポイントを解説するものである。改正法本体に関する解説については、塚本英巨「12月11日公布 令和元年改正会社法の実務ポイント」（本誌2020年1月1日号（No.1566）9頁以下）を参照されたい。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者らの私見である。

※ 条文番号は、いずれも改正法または改正法務省令による改正後の会社法または会社法施行規則もしくは会社計算規則における条文番号を指す。また、改正法務省令の案に係るパブリックコメント手続において寄せられた意見に対する法務省の回答である。会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果については、「パブリックコメント」を参照されたい。

第1章 株主総会資料の電子提供は2022年度 改正法令の施行日と経過措置一覧

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 塚本 英巨

【この章のエッセンス】

●改正法および改正法務省令の施行日は、原則として2021年3月1日である。

●株主総会資料の電子提供制度の施行日は、改正法の公布の日（2019年12月11日）から起算

して3年6カ月を超えない範囲内であり、具体的な日には未定であるが、令和4年度中の予定とされている。

●改正法務省令には経過措置が設けられているが、3月決算の会社における2021年3月期の事業報告には、基本的に、改正法務省令に

よる改正後の会社法施行規則の規律が適用される。

施行日

改正法および改正法務省令による会社法ならびに会社法施行規則および

び会社計算規則の主な改正事項は、図表1のとおりである⁽¹⁾。

これらの改正の施行日は、株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正事項を除き、2021年3月1日である（会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和2年政令325号）、改正法務省令附則1本文）。

株主総会資料の電子提供制度の施行日は、改正法の公布の日（2019年12月11日）から起算して3年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日とされ（改正法附則1ただし書き）、改正法務省令附則1ただし書き）、具体的な日には未定であるが、改正法務省令の案がパブリックコメントの手続に付された際の法務省の文書では、「令和4年度中」（2022年4月～2023年3月）の予定とされている。

(1) 今般の会社法の改正に関し、東京株式懇話会から2020年12月4日付けで「会社法改正の概要と株式実務への影響」が公表されている。

経過措置

改正法務省令による改正事項の一部については経過措置が設けられており、その主なものは、図表2のとおりである。特に、事業報告の記載